総会議事規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会(以下「協会」という)定款第3章の総会に関する条文に基づき総会の議事の方法を定める。

2. 正会員資格の調査

総会に出席した正会員について、その資格に疑いがあるときは、議長は必要な調査を 行うことができる。

- 3. 正会員以外の者の出席等
 - (1) 総裁・理事(会長・副会長を含む)・監事・特別会員のほか、法律顧問、協会事務職員、その他あらかじめ理事会が認めた者は、総会に出席することができる。
 - (2) 前 3.(1)項に該当しない者は、議長の許可を得たうえで会場に入り、議事を傍聴することができる。
- 4. 出席状況の報告と開会の宣言

開会予定時刻が到来したときは、正会員のなかからあらかじめ理事会が定めた仮議長が、正会員の出席状況を確認したうえ会場に報告し、開会の宣言をする。

- 5. 開会時刻の繰下げ
 - (1) 仮議長は、次の事情があるときは、総会の開会時刻を繰下げることができる。
 - イ. 会場の整備が十分でないとき。
 - ロ. 正会員の出席が著しく少ないとき。
 - ハ.理事・監事の出席が少ないとき。
 - ニ. その他総会をするに重大な支障があると認められるとき。
 - (2) 前 5.(1)項の場合において、その事情がなくなったとき、または相当な時間が経過したときは、仮議長は開会の宣言をしなければならない。
- 6. 議長・副議長・議事録署名人の選出

議長・副議長・議事録署名人2名は、総会の決議によって選出する。

- 7. 議事の順序
 - (1) 総会の議事は、議事進行に関する事項を除いて、招集通知に記載された議事の順序によるものとする。ただし、複数の議案を一括して審議することを妨げない。
 - (2) 議事進行に関する動議は、他の議案の審議に先立って審議採決しなければならない。
- 8. 正会員の発言
 - (1) 正会員は、開会宣言後でなければ、議事について発言することができない。
 - (2) 正会員の発言は、挙手して議長にその旨を告げ、許可を得た後、その席または議長の指定した場所において行うものとする。
 - (3) 2人以上の者が挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認めた者を指名 して発言させるものとする。ただし、議事進行に関する動議提出のため発言を求める 者があるときは、これを優先させなければならない。

9. 議事の継続

開会中出席者が退場し、定数を欠くに至っても議事を継続することができる。

10. 議事討論の順序

- (1) 議案を討論するには、議長にその旨を宣し、特に必要がないと認めた場合を除き、 提案者にその趣旨を説明させなければならない。
- (2) 前10.(1)項の説明後、質問を許し、質問が終った後討論に入り、意見を述べさせた上でこれを終結させる。ただし、議長は、質疑・討論を一括してすることができる。
- (3) 議長が討論終結を宣告した後は、その議案に関し発言を許さない。

11. 修正動議

- (1) 議案を修正しようとする正会員は、出席正会員の10人以上の賛成を得ることとする。
- (2) 議長は、討論終結後、前11.(1)項の修正案をまず採決しなければならない。
- (3) 同一の議題について正会員から複数の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- (4) 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

12. 採決の時期

議長は、討論終結を宣言した後、議案の採決をしなければならない。

13. 採決の方法

- (1) 議案の採決は、各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案は、一括して採決することを妨げない。
- (2) 議長は、採決があったときは、その結果を宣言しなければならない。

14. 閉会の官言

総会は議長の閉会の宣言によって終了する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から 施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。